

美郷町の観光情報を

発信!

収集!

共有!

しよう!

美郷町観光情報データベース

美郷町の名所や飲食店、宿泊施設など観光情報の一括した発信と共有を目的としたプラットフォームで、閲覧者が口コミを投稿できる等、今までにない機能を持っています。データベースは町内3施設(名水市場湧太郎・道の駅美郷・美郷町観光情報センター)に設置されているデジタルサイネージのほか、Webサイトでも閲覧できます。



口コミの投稿

観光客・利用者



美郷町観光情報データベース



町内事業者

口コミの確認返信も可能

町内各施設

収集!

共有!

収集!

美郷町観光ガイドアプリ

美郷町を観光等で訪れた方向けの情報を発信するスマートフォン・タブレット用のガイドアプリです。アプリ内で観光スポットやお店の情報を検索すると、目的の場所まで美郷のミズモが案内してくれる機能を持っています。



美郷町まちナビカード

観光客の方が実際に手に取ることができる、情報満載のカードです。道の駅美郷に隣接する「美郷町観光情報センター」内に掲示板が設置されています。ご自由にお取りください。



登録事業者大募集!!

発信!

■美郷町観光情報データベース

登録料◆無料

登録条件◆・ 商店、飲食店、宿泊施設、その他観光に関連した事業者や団体であること
・ メールでのやりとりができること

■美郷町観光ガイドアプリ

登録料◆年間2,000円

■美郷町まちナビカード

登録条件◆美郷町観光ガイドアプリに登録していること

申・問●町商工観光交流課

観光班

☎0187(84)4909

✉kanko@town.misato.akita.jp

「美郷町グルメまっぷ」への掲載を希望する飲食店を募集します

町では、町内飲食店への誘客を目的として「美郷町グルメまっぷ」を作成します。無料で掲載が可能ですので、ぜひご活用ください。

掲載内容◆①店名 ②店舗所在地 ③電話番号 ④営業時間 ⑤定休日
掲載料◆無料 申請期限◆5月10日(金)
申請方法◆下記へお申し込みください。

問●町商工観光交流課

観光班

☎0187(84)4909

軽自動車税(種別割)についてのお知らせ

令和6年度の軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月上旬に送付します。軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在に原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪の軽自動車・4輪の軽自動車・2輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。税額は車種等により異なりますので、同封の書類をご確認ください。

■軽自動車税(種別割)の減免申請について

下記の「障がいの範囲一覧」に該当する方が所有する軽自動車については、軽自動車税の減免制度が設けられています(減免は障がいのある方1人につき1台です)。

なお、普通自動車と併せての減免はできませんのでご注意ください。

障がいの範囲一覧

障がいの区分	身体障がい者等本人が運転する場合		生計を一にする方または常時介護者が運転する場合	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障がい	2級および3級		2級および3級	
平衡機能障がい	3級		3級	
音声機能障がい (咽頭摘出者に限る)	3級	特別項症から第2項症までの各項症	/	
上肢不自由	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級および5級			特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能 1級および2級(1上肢のみの運動機能障がいを除く)	/	1級および2級(1上肢のみの運動機能障がいを除く)	/
	移動機能 1級から6級までの各級		1級および3級(1下肢のみの運動機能障がいを除く)	
心臓機能障がい	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障がい				
呼吸器機能障がい				
小腸の機能障がい				
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級、3級および4級	/	1級から3級までの各級	/
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級			
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
知的障がい者	児童相談所または福祉相談センターで重度の知的障害者と判定されて、療育手帳の「障害程度(総合判定)」欄にAと記載されている方			
精神障がい者	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により精神障害者と判定されて、精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている方			

※身体に複数の障がいを有する方は、身体障害者手帳に記載されている「障害程度級」の等級をそれぞれの障がいの区分の等級とし、いずれか一つでも上記対象範囲内であれば減免の対象となります。

申請に必要なもの マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証、障害者手帳または療育手帳等、車検証、納付書

問 町税務課 ☎0187(84)4902